



栃木県公報

令和 5 (2023)年
12月26日(火)
号 外
第 62 号

目 次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県県税条例施行規則の一部改正…………… 3

規 則

栃木県規則第52号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年12月26日

栃木県知事 福 田 富 一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年栃木県規則第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第 1 の規則で定める事務)</p> <p>第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 生活保護法第55条の 5 第 1 項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>(8) 生活保護法第55条の 8 第 1 項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</u></p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 生活保護法第78条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務</u></p> <p>2～7 略</p>	<p>(条例別表第 1 の規則で定める事務)</p> <p>第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2～7 略</p>
<p>(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第 3 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(1)及び(2)の規則で定める情報は、当該各号に掲げる</p>	<p>(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第 3 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(1)及び(2)の規則で定める情報は、当該各号に掲げる</p>

事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

(6) 略

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(2)から(8)まで及び(10)から(13)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

ア～エ 略

オ 条例別表第2の2の項右欄(6)の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報

カ～サ 略

(2)～(4) 略

(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

(6) 生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務 第1号に定める情報

3～7 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 略

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第4欄(1)から(5)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

(6) 生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務 第1号に定める情報

3～5 略

事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(2)から(5)まで、(7)、(8)及び(10)から(13)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

ア～エ 略

オ～コ 略

(2)～(4) 略

3～7 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 略

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第4欄(1)から(5)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則(平成20年栃木県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報を利用する事務)	(本人確認情報を利用する事務)

第2条 略

2 略

3 条例別表第1第3号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 略

(10) 生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務

4・5 略

第2条 略

2 略

3 条例別表第1第3号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

4・5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県規則第53号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(文書等の様式)		(文書等の様式)	
第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。		第24条 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。	
文書等の種類	様式	文書等の種類	様式
1～49	略	1～49	略
50 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第55条第4項、法第72条の42、 <u>法第72条の46第7項</u> 及び法第72条の47第5項の規定による通知書）	略	50 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第55条第4項、法第72条の42、 <u>法第72条の46第6項</u> 及び法第72条の47第5項の規定による通知書）	略
51～53	略	51～53	略
54 利子等に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第71条の11第4項、 <u>法第71条の14第7項</u> 及び法第71条の15第5項の規定による通知書）	略	54 利子等に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第71条の11第4項、 <u>法第71条の14第6項</u> 及び法第71条の15第5項の規定による通知書）	略
55～57	略	55～57	略
58 特定配当等に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決	略	58 特定配当等に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決	略

定通知並びに納入通知書（法第71条の32第4項、 <u>法第71条の35第8項</u> 及び法第71条の36第5項の規定による通知書）		定通知並びに納入通知書（法第71条の32第4項、 <u>法第71条の35第7項</u> 及び法第71条の36第5項の規定による通知書）	
59 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第71条の52第4項、 <u>法第71条の55第8項</u> 及び法第71条の56第5項の規定による通知書）	略	59 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第71条の52第4項、 <u>法第71条の55第7項</u> 及び法第71条の56第5項の規定による通知書）	略
60～80 略		60～80 略	
81 県たばこ税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第74条の20第4項、 <u>法第74条の23第7項</u> 及び法第74条の24第5項の規定による通知書）	略	81 県たばこ税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第74条の20第4項、 <u>法第74条の23第6項</u> 及び法第74条の24第5項の規定による通知書）	略
82～88 略		82～88 略	
89 ゴルフ場利用税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第87条第4項、 <u>法第90条第7項</u> 及び法第91条第5項の規定による通知書）	略	89 ゴルフ場利用税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入通知書（法第87条第4項、 <u>法第90条第6項</u> 及び法第91条第5項の規定による通知書）	略
89の2～89の28 略		89の2～89の28 略	
89の29 軽油引取税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入（納付）通知書（法第144条の44第4項、 <u>法第144条の47第7項</u> 及び法第144条の48第5項の規定による通知書）	略	89の29 軽油引取税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納入（納付）通知書（法第144条の44第4項、 <u>法第144条の47第6項</u> 及び法第144条の48第5項の規定による通知書）	略
89の30～89の36 略		89の30～89の36 略	
89の37 自動車税環境性能割の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第168条第4項、 <u>法第171条第7項</u> 及び法第172条第5項の規定による通知書）	略	89の37 自動車税環境性能割の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第168条第4項、 <u>法第171条第6項</u> 及び法第172条第5項の規定による通知書）	略
89の38～140 略		89の38～140 略	

別記様式第12号中 ※領収日付印のないもの及び登録番号等が*印で消されているものは使用できません。	「 ※次の場合は使用 できません。 1 領収日付印の ないもの 2 登録番号等が *印で消されて いるもの 3 右の領収年月 日が 年 月 日 を過ぎたもの 」
--	--

別記様式第49号中「第8条第3項」を「第57条の4の2第3項」に改める。

別記様式第50号中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

別記様式第54号中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。
 別記様式第58号中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。
 別記様式第59号中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。
 別記様式第81号中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。
 別記様式第89号中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。
 別記様式第89号の37中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

別記様式第90号中	※領収日付印のないもの及び登録番号等が*印で消されているものは使用できません。	※次の場合は使用できません。 1 領収日付印のないもの 2 登録番号等が*印で消されているもの 3 右の領収年月日が 年 月 日 を過ぎたもの	を に改める。
-----------	---	--	---------

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)